平成２２年（フ）第５８号
熊本県玉名郡和水町用木532番地町住６－３
債務者　馬渡　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第６２号
熊本県玉名市千田川原32番地
債務者　西川　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第８３号
茨城県潮来市辻511番地２　堀越アパート４
債務者　石井　芳恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８５号
茨城県鹿嶋市宮中36番地７
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第９６号
茨城県神栖市土合南１丁目11番24―６号
債務者　西川　芳美（旧姓門馬）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第９８号
茨城県潮来市日の出１丁目17番地５　県営浪逆第２アパート２―101
債務者　田原　　洋
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第９９号
茨城県鹿嶋市中171番地　１棟106号
債務者　岡里　茂雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０５号
茨城県潮来市潮来673番地１
債務者　原田　　優
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５１３号
川崎市宮前区有馬６丁目11番８―201号　エクセル鷺沼２
債務者　清原　　豊
保佐人　清原　満江
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
長野県千曲市大字八幡3786番地６
債務者　若林ます子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１８６号
長野県安曇野市穂高8342番地２　メロディーハウス101号
債務者　清水　克哉
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２１号
長野県松本市中央４丁目７番16号
債務者　磯邉あさ江
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９０号
長野県諏訪市杉菜池1769番地２、前住所長野県諏訪市大字豊田2016番地　サンライフハヤシ101
債務者　今津　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１５４３号
名古屋市港区品川町１丁目63番地の３　ラビデンス荒子川公園Ⅲ番館207号
債務者　坂崎　正美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８１号
名古屋市西区上小田井２丁目32番地　明福ビル606号
債務者　永井　　惠
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８２号
名古屋市西区上小田井２丁目32番地　明福ビル606号
債務者　永井みつ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６号
滋賀県東近江市聖徳町１番70号
債務者　小堀　忠善
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所彦根支部